実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
橿原市	鳥屋町	令和5年3月31日	年　月　日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.6 ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.8 ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
（備考）アンケートの回答者数（61人）　農業後継者の有無（いる：24人、いない：37人）　内、後継者は誰か（家族・親族：23人、同じ町内の方：1人）　今後集落外から人材を確保する必要があるか（必要：18人、必要ない：5人、分からない：36人）　農地中間管理機構について（活用して、借りたい：0人、活用して、貸したい：17人、活用しない：3人、分からない：39人）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、５～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

これまでも鳥屋町では美しい鳥屋町をつくる会や営農組合が中心となって農業用水路や農道の維持管理をしながら、農地を守ってきた。しかし、地区内の農業者の高齢化が進み、担い手となる農家の負担が増大してきている。持続可能な営農のために、今後、新たな担い手の受け入れや営農組合の組織化や経営力向上を検討していく必要がある。
また山手に手つかずの農地が多いため、管理方針についても検討が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後５年間程度は主に地区内の農業者で農地の維持管理をしていくが、農地中間管理機構等の活用を視野に入れながら外部から新たな中心経営体の受け入れも検討していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	人		ha		ha	

注１:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注２:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね５年から10年後の意向を記載します。
注３:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

４　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合、地区内の農業者に農地を貸したり、中間管理機構を活用しながら地区内の農地を維持していく。
新規・特産化作物の導入方針 米等の土地利用型作物以外に、有機農産物や高収益作物への作付け転換を検討する。
災害対策への取組方針 環境の変化による水害等の被害防止のため、２つのため池の維持管理や水路に設置してある老朽化した井堰の改修等を関係機関と協議しながら進めていく。
農地維持管理のためのルール作りの取組方針 今後、水の管理や畔草刈り等、農地を維持管理するためのルールを予め決めておく。
集落営農組合の活用方針 地区内の営農組合を組織化し、農地の集約・集積を進めたり、農機具の共同利用や作業の共同化を図る。
鳥獣被害防止対策への取組方針 イノシシ捕獲檻や侵入防止柵周辺の草刈り等、獣害対策施設の維持管理を行っていく。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の
　成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。